

## 建設関係

34	公共下水道計画	4 市町村で、公共下水道計画が策定されています。 合併後、1 年以内に生活排水処理基本計画に基づき公共下水道計画を策定します。
35	会計制度（公共下水道）	佐久下水道組合（佐久市・臼田町）は企業会計、浅科村・望月町は特別会計で実施しています。 合併時、現行どおりとし、新市において受益者負担の原則に基づいて、使用料の調整を図り、公営企業会計へ移行していきます。
36	農業集落排水計画	4 市町村で、農業集落排水計画が策定されています。 合併後、1 年以内に生活排水処理基本計画に基づき農業集落排水計画を策定します。
37	特別会計（農業集落排水）	4 市町村が実施しています。合併時、現行どおりとし、新市において受益者負担の原則に基づいて、使用料の調整を図り、公営企業会計へ移行していきます。
38	生活排水処理基本計画	4 市町村で、生活排水処理基本計画が策定されています。 合併後、1 年以内に生活排水処理基本計画を策定します。
39	公共下水道使用料	佐久下水道組合（佐久市・臼田町）・浅科村・望月町で使用料金に違いがあります。 合併時、現行どおりとしますが、受益者負担の原則に基づき使用料金を改定し、概ね 5 年を目途に公営企業会計へ移行していきます。 ・使用料金は、現行の事業区ごとに、「汚水処理経費を使用料で負担する原則」に基づき、経営の安定が図れるものとします。
40	生活排水処理施設使用料（農業集落排水）	4 市町村で使用料金に違いがあります。 合併時、現行どおりとしますが、受益者負担の原則に基づき使用料金を改定し、概ね 5 年を目途に公営企業会計へ移行していきます。 ・使用料金は、現行の事業区ごとに、「汚水処理経費を使用料で負担する原則」に基づき、経営の安定が図れるものとします。
41	生活排水処理施設使用料（地域し尿処理:コミュニティプラント）	佐久市・浅科村・望月町で使用料金に違いがあります（各市町村とも農業集落排水の使用料金と同額）。 合併時、現行どおりとしますが、受益者負担の原則に基づき使用料金を改定し、概ね 5 年を目途に公営企業会計へ移行していきます。 ・使用料金は、現行の事業区ごとに、「汚水処理経費を使用料で負担する原則」に基づき、経営の安定が図れるものとします。
42	生活排水処理施設使用料（小規模集合排水）	望月町が徴収しています（農業集落排水の使用料金と同額）。 合併時、現行どおりとしますが、受益者負担の原則に基づき使用料金を改定し、概ね 5 年を目途に公営企業会計へ移行していきます。 ・使用料金は、現行の事業区ごとに、「汚水処理経費を使用料で負担する原則」に基づき、経営の安定が図れるものとします。
43	水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給	4 市町村が実施していますが、融資額等内容に違いがあります。また、臼田町・浅科村・望月町は利子補給をしています。佐久市は損失補償を行っています。 合併後、新規申請については、佐久市の融資あっせんの例に統一していきます。ただし、既に融資あっせん制度を受けている者は、従前の 4 市町村の例によることとします。
44	特別の必要による公共マスの等の設置費用交付金	浅科村が実施しています。平成 16 年度に事業が終了するため、合併時、廃止します。
45	望月・春日処理区実行委員会負担金	望月町が実施しています。事業の進捗が図られて目的が達成されたため、合併時、廃止します。
46	布施処理区実行委員会負担金	
47	公共下水道受益者負担金	佐久下水道組合（佐久市・臼田町）と浅科村・望月町で実施していますが、違いがあります。 合併時、下水道受益者負担金（分担金）は現行どおりとします。ただし、徴収猶予基準・減免基準・一括納付奨励金については、佐久下水道組合の例により統一します。 また、減免基準のうち、地区、町会、自治会の用地については、浅科村の例によります。
48	水洗化促進補助金（公共下水道）	臼田町が実施しています。平成 16 年度で事業が終了するため、合併時、廃止します。
49	合併浄化槽維持管理補助（地域し尿処理）	臼田町が実施しています。佐久市浄化槽協会への加入で対応するため、合併時、廃止します。
50	長野県浄化槽協会法定検査事業委託料	浅科村が実施しています。 佐久市浄化槽協会へ加入することにより目的が達成できるため、合併時、廃止します。
51	佐久下水道組合	佐久下水道組合は、佐久市・臼田町が構成する組合のため、合併時に解散し、財産等を新市に引き継ぎます。
52	南佐久環境衛生組合	臼田町が加入しています。合併時、現行どおりとします。
53	川西保健衛生施設組合	望月町が加入しています。合併時、現行どおりとします。

## 教育関係

54	奨学資金貸付	4 市町村とも実施していますが、実施方法に違いがあります。 合併時、新市において基準を統一し、実施します。 【概要】就学の意志と能力がありながら経済的理由により就学が困難な者に奨学資金を貸与する。 【対象者】学校教育法第 1 条の規定による高等学校以上の学校に在学する者（ただし、通信制及び通信教育を除く） 【貸与額】（月額） 高校生 10,000 円（国公立）・15,000 円（私立） 短大生 30,000 円（国公立）・40,000 円（私立） 大学生 30,000 円（国公立）・40,000 円（私立） 高専生 15,000 円（国公立） 合併前の貸与者については、合併前の例によります。また、臼田町の償還免除規定の「卒業後引き続き町内に 5 年間住所を有したとき」は、合併時、廃止します。
55	奨学資金選考委員会	4 市町村とも実施していますが、委員構成・委員報酬に違いがあります。 合併時、新市において設置し、佐久市の例を基準に調整を図ります。